（第3回）契約変更の内容

契約変更年月日	令和　８年１０月３０日
契約業者名	首都高技術（株）
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門三丁目１０番１１号
業務の名称	Ｒ６・７・８亀有・代々木管内外歩道橋点検業務
業務場所	東京国道事務所管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 （変更した内容について記述する）	本業務は、歩道橋の各部材の状態を把握すると共に損傷及び変状を早期に発見し、当該施設に必要な措置を特定するための情報を得て維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を行うとともに東京国道管内の塗膜内の有害物質調査未実施歩道橋の調査を行うものである。 1. 現地踏査（令和８年度） 2. 部材番号図修正（令和８年度） 3. 定期点検、定期点検（Ｌ型ポールカメラ使用）（令和８年度） 4. 補修設計 5. 歩道橋の健全性に係わる会議運営補助 6. 全国道路施設点検データベース登録 7. 機械経費（令和８年度） 8. 安全費（令和８年度）
履行期間（自）	令和　６年　９月２６日
履行期間（至）	令和　９年　３月３１日
変更前の契約金額	２１５，１３８，０００円（税込み）
変更金額	＋　９，４１６，０００円（税込み）
変更後の契約金額	２２４，５５４，０００円（税込み）
変更理由	1. 現地踏査（令和８年度） 国道１４号亀戸駅前歩道橋の補修工事が完了し、補修後初回点検を実施する必要が生じたことから、現地踏査（令和８年度）を数量変更（増）する。 2. 部材番号図修正（令和８年度） 点検のための計画準備を実施したところ部材番号図を作成する必要のある歩道橋あることがわかったため、部材番号図修正を追加する（増）。 3. 定期点検、定期点検（Ｌ型ポールカメラ使用）（令和８年度） 補修工事との調整の結果、補修工事完了後に点検を実施することが妥当と判断したため、国道６号青戸歩道橋については令和９年度以降の点検実施として本業務では実施しないものとする。また、国道１４号亀戸駅前歩道橋については補修工事が完了し、補修後の初回点検を実施する必要性が生じたことから本業務にて点検を実施する。また、現地踏査の結果、点検の実施に際して通常の点検ではなくＬ型ポールカメラを使用することが最も効率的である箇所が生じたため、通常の定期点検を数量変更（減）し、定期点検（Ｌ型ポールカメラ）を追加する（増）。 4. 補修設計 点検を令和８年度に実施した結果、補修設計をしなければならない歩道橋が認められなかったため、本業務で実施する補修設計は令和７年度に点検した１歩道橋のみとし、令和８年度点検の歩道橋を対象とした補修設計は実施しないものとする（減）。 5. 歩道橋の健全性に係わる会議運営補助 道路構造物診断判定会議を令和８年度に開催することとしたため、歩道橋の健全性に係わる会議運営補助を追加する（増）。 6. 全国道路施設点検データベース登録 歩道橋点検の実施に伴い、点検データベースに登録する必要が生じたため全国道路施設点検データベース登録を追加する（増）。 7. 機械経費（令和８年度） 歩道橋点検の実施に伴い、現場環境等に変更が生じたため、機械経費を数量変更（増）する。 8. 安全費（令和８年度） 定期点検に伴い、交通規制の変更が生じたため、安全費を数量変更（増）する。